

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十四年十二月二十日

広島県監査委員

犬

童

英

徳

同

門

田

峻

徳

同

高

橋

義

則

同

佐

藤

均

監査の結果（平成 24 年 12 月 17 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 23 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期末納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 25 機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	会計管理部	平成 24 年 8 月 22 日	平成 24 年 7 月 23 日	実地監査
2	危機管理監	平成 24 年 7 月 23 日	平成 24 年 7 月 5 日	
3	総務局	平成 24 年 8 月 23 日	平成 24 年 7 月 26 日	
4	県立文書館	平成 24 年 8 月 23 日	平成 24 年 7 月 26 日	
5	県立総合技術研究所	平成 24 年 8 月 23 日	平成 24 年 7 月 26 日	
6	地域政策局	平成 24 年 8 月 7 日	平成 24 年 7 月 18 日	
7	環境県民局	平成 24 年 7 月 23 日	平成 24 年 7 月 5 日	
8	健康福祉局	平成 24 年 8 月 8 日	平成 24 年 7 月 20 日	
9	商工労働局	平成 24 年 7 月 30 日	平成 24 年 7 月 11 日	
10	農林水産局	平成 24 年 7 月 27 日	平成 24 年 7 月 10 日	
11	土木局	平成 24 年 8 月 3 日	平成 24 年 7 月 13 日	
12	企業局	平成 24 年 7 月 20 日	平成 24 年 7 月 4 日	

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
13	病院事業局	平成 24 年 8 月 8 日	平成 24 年 7 月 20 日	実地監査
14	議会事務局	平成 24 年 8 月 2 日	平成 24 年 7 月 12 日	
15	選挙管理委員会事務局	平成 24 年 8 月 7 日	平成 24 年 7 月 18 日	
16	監査委員事務局	平成 24 年 8 月 7 日	平成 24 年 7 月 18 日	
17	人事委員会事務局	平成 24 年 12 月 17 日	平成 24 年 7 月 18 日	書面監査
18	労働委員会事務局	平成 24 年 12 月 17 日	平成 24 年 7 月 18 日	
19	収用委員会	平成 24 年 8 月 3 日	平成 24 年 7 月 13 日	実地監査
20	広島海区漁業調整委員会事務局	平成 24 年 7 月 27 日	平成 24 年 7 月 10 日	
21	内水面漁場管理委員会事務局	平成 24 年 7 月 27 日	平成 24 年 7 月 10 日	
22	教育委員会事務局	平成 24 年 8 月 24 日	平成 24 年 7 月 24 日	
23	県立埋蔵文化財センター	平成 24 年 8 月 24 日	平成 24 年 7 月 24 日	
24	警察本部	平成 24 年 7 月 26 日	平成 24 年 7 月 9 日	
25	警察学校	平成 24 年 7 月 26 日	平成 24 年 7 月 9 日	

5 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議員から選出された犬童委員及び門田委員を監査執行に当たり除斥しました。

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

監査の結果

監査対象機関：会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査，会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務
- イ 組織体制 3課
- | | |
|----|-------------------|
| 課名 | 会計総務課，審査指導課，総務事務課 |
|----|-------------------|
- ウ 職員数(平成24年4月1日現在)
常勤職員及び再任用職員の合計 63人
- エ 主な施策(平成23年度)
手数料徴収方法の見直し
会計事務の品質向上
事務事業の改善

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約の事務処理について

次の委託契約について，契約書で監督職員を定めるとしていたにもかかわらず，定めていなかった。適正な事務処理に努められたい。(会計総務課)

契約名	物品等電子入札システム導入業務(平成23年度)
-----	-------------------------

イ 特別会計に属する財産の売払収入の取扱いについて

管理事務費特別会計で使用する帳票類について，様式の廃止により使用することがなくなったものを古紙として売り払っているが，その際に得られた収入を一般会計で受け入れていた。適正な事務処理に努められたい。(総務事務課)

根拠	広島県管理事務費特別会計条例第1条
----	-------------------

【意見】

契約事務におけるけん制機能の強化について

契約事務に関して県が検査等を行う場合，契約の相手方に対する調査が有効かつ重要となるため，入札参加資格の認定時や契約時に，県が行う検査等に対する相手方の協力条項を設けるなど，けん制機能の強化を図る必要がある。(会計総務課，総務事務課)

監査の結果

監査対象機関：危機管理監

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務
- イ 組織体制 2 課
- | 課名 |
|-------------|
| 危機管理課，消防保安課 |
- ウ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 43 人
- エ 主な施策（平成 23 年度）
地域の災害対処能力の向上
県・市町の災害対処能力の向上
保安体制の充実

(2) 監査の結果

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産の使用料徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（危機管理課）

使用許可財産	土地（総合行政通信網膳棚山中継局敷地〔野呂山〕）
許可内容	電柱（1本）
徴収すべき期限	平成 23 年度分：平成 23 年 4 月 30 日 平成 24 年度分：平成 24 年 4 月 30 日
実際の納付期限	平成 23 年度分：平成 24 年 1 月 20 日 平成 24 年度分：平成 24 年 7 月 30 日
使用料	年額 870 円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条

(3) 付記

防災意識醸成事業について

日常から災害に備え、自らを守る「自助」の意識を高めるため、「家族から広がる防災意識醸成事業」として防災教室を開催されているが、平成 23 年度の実施状況では、参加者が募集定員の 3 割程度に留まっている。平成 24 年度については、募集期間や実施時期などの見直しをされているが、今後、このような事業を実施する場合には、学校等との連携を図るなど、事業による成果がより広く県民の防災意識の向上に繋がるようにしていただきたい。（危機管理課）

監 査 の 結 果

監査対象機関：総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
条例等の審査その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 12 課 2 チーム

課 名	総務課，秘書課，人事課，行政管理課，福利課，財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム，分権改革課，総合特区計画プロジェクト・チーム，広報課，統計課，研究開発課
-----	--

- ウ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 279 人

- エ 主な施策（平成 23 年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
広域・国際交流圏の形成
地域協働の仕組みづくり
広島型分権改革の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 23 年度決算額]	参考 前回監査時 [平成 22 年度決算時]
県報発行費（総務課）	1 人 3,000 円	1 人 4,000 円

イ 庁舎内で拾得された遺失物の取扱いについて

庁舎内での拾得物として届け出された現金等については、遺失物法の規定により、速やかに遺失者に返還するか、警察署長に提出しなければならないが、次の拾得物について、保管している事実が知られることのないまま、金庫に 1 年以上保管したままとなつていた。適正な事務処理に努められたい。（総務課）

拾得物	現金 1,050 円（2 件），収入印紙 300 円 1 枚，50 円 1 枚
根 拠	遺失物法第 13 条

ウ 委託契約における事務処理について

一般競争入札を実施したが落札者がなく、契約事務をやり直すこととなった次の委託契約について、再度作成しなければならない予定価格調書が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県部局長室受付等業務（人事課）
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第2版）（平成22年4月1日）5（8）

【意見】

前年度の良好な業務実績を理由として締結する一者随意契約について

プロポーザルを実施して契約の相手方を選定する広報業務の委託契約において、業務の円滑な継続性を確保するため、契約書に「受託者が業務を良好に遂行した場合」は、引き続き次年度分の契約を委託できる旨の規定を設け、次年度も同一の受託者と契約しているものが複数件見受けられた。

このような契約条項を根拠に、次年度の受託者を随意契約で選定することは、法令で定められた手続を経ずに、実質的に複数年の契約の効果を生じさせるものであることから、契約の透明性及び経済性を確保する観点から適切ではない。

当初から複数年の契約を締結するなど、適切な契約形態のあり方について検討する必要がある。（広報課）

（3）付記

ア ファシリティ・マネジメントの取組について

県においては、昨年度、県有施設のデータベースを構築し、今年度からこのデータベースを活用して県有施設全体のファシリティ・マネジメントに本格的に着手することとされている。ファシリティ・マネジメントは、施設の管理運営コストの最小化と効用の最大化を目指すものであり、施設の管理面を所管する財産管理課と技術面を所管する営繕課が一体となって取り組んでいく必要がある。今年度から営繕課が土木局に移管されたが、これまで以上に両課の連携を密にし、この取組を積極的に推進していただきたい。（財産管理課）

イ 県立学校の統廃合等に伴う未利用県有地の処分について

教育委員会においては、小規模県立学校の統廃合等を進めることにより、利用することがなくなったにもかかわらず、境界確定の問題などから所管換えや売却の目処が立たない財産が見受けられる。

これらの財産について、早期に処分が可能となるよう、教育委員会と一体となって取組を進めていただきたい。（財産管理課）

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書，古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集，整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ウ 職員数（平成24年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 8人
非常勤職員数 6人
- エ 主な事業実績（平成23年度）
- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（平成24年4月1日現在）
行政文書約48,000冊，行政資料約95,000冊，古文書約239,000点
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約40,000冊，図書約21,000冊
 - 利用状況

(単位：人)

来館者数	資料閲覧	利用相談	講座等	展示閲覧	見学
5,957	1,218	322	2,507	1,890	20

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術並びに保健及び環境に関する総合的な試験研究並びにその成果の技術移転
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 8 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果

監査対象機関：地域政策局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項
市町その他公共団体の自治の振興に関する事項
- イ 組織体制 5課1チーム

課名	
	地域政策総務課, 都市圏魅力づくり推進課, 過疎地域振興課, 市町行財政課, 国際課, 平和推進プロジェクト・チーム

- ウ 職員数（平成24年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 89人

エ 主な施策（平成23年度）

総合的な地域づくりの推進，広島都市圏の中核拠点性向上の取組，地域情報化の推進
都市活性化施策の推進
過疎対策の推進，交流・定住の促進，圏域内の交流を支える交通基盤の強化
基礎自治体の自立へ向けた取組への総合的支援，権限移譲の推進
国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進
「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
 県民文化に関する事務
 生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課

課 名
環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，人権男女共同参画課，県民活動課，学事課，環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課

- ウ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 178 人

- エ 主な施策（平成 23 年度）

私学教育の振興
 高等教育機能の向上
 青少年の健全育成と若者の自立支援
 文化・芸術の振興
 人として互いに尊重する社会づくり
 男女共同参画社会づくり
 地球温暖化の防止
 地域環境の保全
 自然環境の保全と活用
 循環型社会の構築

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 23 年度決算額]	参考 前回監査時 [平成 22 年度決算額]
大学使用料〔授業料，施設費〕（学事課）	2 人 1,641,607 円	2 人 1,644,607 円

(注) 大学使用料の長期未納については、県立広島大学が公立大学法人になる以前の債権である。

イ 行政財産使用料の徴収事務について

行政財産の使用料徴収において、収入手続がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

使用許可財産	土地（広島県民文化センター）	土地（広島県民文化センター）	建物（広島県立文化芸術ホール）
許可内容	電柱（1本）	電力ケーブル	自動販売機及び公衆電話
徴収すべき期限	平成23年度分： 平成23年4月30日 平成24年度分： 平成24年4月30日	平成23年度分： 平成23年4月30日 平成24年度分： 平成24年4月30日	平成24年度分： 平成24年4月30日
使用料	年額1,500円	年額1,500円	年額30,800円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条		

（3）付 記

ア イベントの実施における関係機関との連携等について

来年度のひろしま平和発信コンサート開催の機運醸成を図るため、本年度実施しているリレーコンサートについて、一部の公演において、集客上の理由により有料公演から無料公演へと急遽変更となり、入場を希望する県民や出演者に混乱等を生じさせた。

また、このリレーコンサートの入場料については、同様な内容の公演の場合であっても、その額は様々で、均衡を失する面もうかがえるものであり、価格設定は実施市町の要望等を踏まえて行ったとされているが、果たしてその在り方について関係者間で事前に十分な議論がなされていたのか懸念される所である。

来年の平和発信コンサート開催に向けては、関係者の緊密な連携の下、県民の十分な理解を得ながら、準備に万全を期していただきたい。（文化芸術課）

イ 産業廃棄物埋立税充当事業について

県の法定外目的税である産業廃棄物埋立税については、本年度末に終期を迎える課税期間が5年間延長されるとともに、税収の用途を循環型社会の形成に関する施策の費用にも充当できるよう改正された。

当税に係る税充当事業全体の執行率は、最近5年間においては、20%台から50%台と低率で、税収の十分な活用がなされているとは言えない状況であり、更なる活用が求められる所であるが、この度追加された施策への充当については、条例の規定に従い適切に行われるよう十分に精査するとともに、当税の趣旨や仕組み、税充当事業等について、一層の普及・周知に努めていただきたい。（循環型社会課）

監査の結果

監査対象機関：健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 15 課

課名	健康福祉総務課，こども家庭課，被爆者支援課，医務課， 医療政策課，がん対策課，医療保険課，健康対策課， 食品生活衛生課，薬務課，地域福祉課，社会援護課， 障害者支援課，高齢者支援課，介護保険課
----	---

- ウ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数及び再任用職員の合計 291 人

- エ 主な施策（平成 23 年度）

地域医療体制確保事業
ドクターヘリの導入検討事業
広島県地域保健医療推進機構運営事業
看護職員のバックアップ事業
歯科医療安全管理体制推進特別事業
「がん対策日本一」推進事業
高精度放射線治療センター（仮称）整備事業
東部地域療育体制整備事業
次代を担う子ども・子育て支援事業
児童虐待防止対策の強化
ひとり親家庭 IT スキルアップ就業支援事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		今回監査時 [平成 23 年度決算額]		参考 前回監査時 [平成 22 年度決算額]	
1	通勤手当に係る戻入金 (健康福祉総務課)	1 人	26,000 円	1 人	26,000 円
2	児童扶養手当に係る戻入金及び 返還金 (こども家庭課)	39 人	7,933,516 円	44 人	9,356,642 円
3	原爆被爆者諸手当に係る戻入金 及び返還金 (被爆者支援課)	3 人	1,795,980 円	3 人	1,893,690 円
4	看護師等修学資金貸付金償還金 (医務課)	2 人	178,800 円	1 人	146,000 円
5	高齢者住宅整備資金貸付金元利 収入 (地域福祉課)	4 人	2,551,625 円	7 人	3,738,495 円
6	高齢者住宅整備資金に係る違約 金及び延納利息 (地域福祉課)	19 人	14,590,174 円	24 人	15,590,340 円
7	介護福祉士修学資金貸付金償還 金 (地域福祉課)	1 人	83,000 円	1 人	94,000 円
8	介護福祉士修学資金に係る違約 金及び延納利息 (地域福祉課)	1 人	123,700 円	1 人	110,300 円
9	障害者住宅整備資金貸付金償還 金元利収入 (障害者支援課)	25 人	27,969,025 円	26 人	28,818,220 円
10	障害者住宅整備資金に係る違約 金及び延納利息 (障害者支援課)	33 人	15,372,625 円	34 人	14,989,225 円
11	心身障害者扶養共済事業負担金 (障害者支援課)	122 人	15,661,650 円	176 人	21,012,790 円
12	心身障害者扶養共済年金に係る 戻入金及び返還金 (障害者支援 課)	2 人	620,000 円	2 人	620,000 円
13	介護職員処遇改善交付金事業に 係る戻入金及び返還金 (介護保険 課)	1 人	146,035 円	—	—

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約について、誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 予定価格調書の日付が、執行伺の決裁日より前のものがあつた。(こども家庭課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「子育てサポートステーション運営事業」業務委託 (平成 24 年度)
-----	---

(イ) 設計金額を積算するための参考見積書 (航空運賃) を一者からしか徴取しておらず、また、設計金額の積算に誤りがあつた。(被爆者支援課)

契約名	在北米被爆者健康相談等事業委託（平成 23 年度）
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第 2 版）（平成 22 年 4 月 1 日）3（3）

(ウ) 業務の積算に当たり、適用すべき健康保険料の保険料率等に誤りがあった。（こども家庭課）

契約名	民間子育て支援補助員配置事業業務委託（平成 23 年度）
	児童支援トータルサポーター配置事業（児童養護施設等入所児童支援強化事業）業務委託（平成 24 年度）
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第 2 版）（平成 22 年 4 月 1 日）3（3）

(エ) 委託金額に影響はなかったものの、実績報告書とともに提出すべき人件費の額が確認できる書類の一部が添付されておらず、新たに雇用就業した失業者の状況を十分に点検しないまま、業務委託の履行確認を行っていた。（介護保険課）

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「広島県介護支援専門員資質向上特別研修事業」業務委託（平成 23 年度）
根 拠	業務委託契約約款第 28 条第 1 項（別記第 2 号様式）

(オ) 業務を実施した翌年度に委託料の額を確定する委託契約等においては、業務を実施した年度内に履行確認を行う必要があるが、この手続を実施せず、翌年度の額の確定時に検査調書を作成していた。（介護保険課）

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「広島県介護支援専門員資質向上特別研修事業」業務委託（平成 23 年度）
根 拠	地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号 支出マニュアル（平成 24 年 1 月審査指導課）Ⅱ 第 2 の 2（2）イ 6

(カ) 委託料の概算払を受けた後提出することとなっている委託料概算払精算書が提出されていないにもかかわらず、額の確定を行っていた。（介護保険課）

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「広島県介護支援専門員資質向上特別研修事業」業務委託（平成 23 年度）
根 拠	業務契約書 5 特約事項（3）

ウ 公益法人に対する指導監督について

公益法人への立入検査に当たり、基本財産の残高を確認しないなど県が定めた事務処理手続に従い適切に検査されていないものがあつた。適正な指導監督に努められたい。（社会援護課）

根 拠	知事の所管に属する公益法人の設立及び指導監督に関する事務処理手続第 14（4）
-----	---

【意見】

事業の実績確認について

緊急雇用対策基金事業を活用した委託事業の実績確認において、契約書に定められた書類が未提出であるのに業務委託の履行確認を行っているなど、今回、複数の指摘を行っているところであるが、調査後に受託者から改めて提出された書類について実績報告書と照合したところ、違算や記載誤りなどにより総事業費や新規雇用者に係る人件費の額が異なり、訂正が必要となるなど、不適切な事務処理が見受けられた。

事業の委託に際しては、平素から業務の履行状況等を適正に確認するとともに、受託者に対し適切な指導を行う必要がある。(介護保険課)

(3) 付 記

ア 行政財産の使用許可について

県が要綱により設置した広島県地域包括ケア推進センターは、事業主体である県が、その運営を財団法人広島県地域保健医療推進機構に委託している。

受託者である当該財団法人は、広島県健康福祉センターの建物の2階の一部を行政財産の使用許可を受けて業務を行っているが、当該業務は本来県の業務であり、行政財産の使用許可は不要であると考えられることから、当該財団法人への行政財産の使用許可について見直しをしていただきたい。(健康福祉総務課)

イ 民生委員・児童委員の活動について

民生委員・児童委員の役割は、高齢者の犯罪被害や孤独死、児童虐待、DV等地域の課題が多様化する中、ますます大きくなっている。

県としても、民生委員・児童委員の役割の周知に努めるとともに、地域の課題解決に向け、市町とともに民生委員・児童委員と一層の連携強化を図っていただきたい。(こども家庭課、高齢者支援課)

監 査 の 結 果

監査対象機関：商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業，工業及び観光に関する事務
 物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
 労働に関する事務
- イ 組織体制 11 課 3 プロジェクトチーム

課 名	商工労働総務課（東部産業支援担当），雇用労働政策課， 職業能力開発課，雇用基金特別対策プロジェクト・チーム， 産業政策課，産業人材課，次世代産業課， 医工連携推進プロジェクト・チーム，経営革新課， 県内投資促進課，海外ビジネス課，ひろしまブランド推進課， 観光課，海の道プロジェクト・チーム
-----	--

- ウ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
 常勤職員及び再任用職員の合計 199 人

- エ 主な施策（平成 23 年度）
- 緊急経済・雇用対策の推進
 - 仕事と子育てを両立できる環境の整備
 - グローバル人材の育成と確保
 - 観光・地域産業の振興
 - 成長産業の創出に向けた研究開発への支援
 - 次代を支える産業クラスター形成への支援
 - 海外市場をターゲットとした戦略
 - 産業人材の育成と確保
 - 技能の円滑な伝承

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあった。前回監査時よりその額は減少しているものの，新たな違約金や返還金も発生していることから，引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 23 年度決算額]	参 考 [平成 22 年度決算時]
1	行政財産使用料（商工労働総務課）	1 人 2,415,430 円	1 人 2,655,430 円
2	高度化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	9 人 1,315,120,583 円	10 人 1,381,796,661 円
3	高度化資金に係る違約金（経営革新課）	1 人 4,379,200 円	1 人 2,145,000 円

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 23 年度決算額]	参 考 [平成 22 年度決算時]
4	設備近代化資金に係る貸付金 元利収入（経営革新課）	6 人 36,257,555 円	9 人 52,170,622 円
5	設備近代化資金に係る違約金 （経営革新課）	5 人 3,076,800 円	6 人 4,576,300 円
6	広島県工場及び試験研究施設 等立地促進助成金返還金（県 内投資促進課）	2 人 66,508,600 円	1 人 22,403,600 円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約について、誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 委託金額に影響はなかつたものの、受託者から提出された実績報告書の人件費に、対象外のものが含まれていた。（海の道プロジェクト・チーム）

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「瀬戸内 海の道」地域資源データベース化事業 業務委託（平成 23 年度）
-----	--

- (イ) 契約締結前に事業に着手させ、契約締結日前に支出した経費を含めて委託料を支払っていた。（海の道プロジェクト・チーム）

契約名	アート周遊メニュー開発事業 業務委託（平成 23 年度）
根 拠	広島県契約規則第 2 条第 1 項

ウ 補助金の交付事務について

次の補助金の一部について交付を取り消し、その返還を命じた上で額の確定を行ったが、取消しの対象となつた経費（事務局長等設置費）について、最終の交付額が交付要綱に定める交付基準額を上回っていた。適正な事務処理に努められたい。（経営革新課）

補助金名	小規模事業経営支援事業費補助金（平成 23 年度）
根 拠	小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱 小規模事業経営支援事業費補助金運用通知 4・5（2）エ

【意 見】

ア 緊急雇用対策基金事業について

緊急雇用対策基金事業については、本年 5 月、この事業に係る住民監査請求の監査結果において、提出書類や添付書類の明確化など、事業の実績確認が適正に行われるよう改善を求めた。

しかしながら、この度、本庁の各部局の監査を行ったところ、支払うべき委託料の額に影響はなかつたが、実績報告書の実績額が添付書類の記載内容と異なっていたもの、新規雇用者の中に非該当の者を含めていたもの、あるいは添付書類そのものが提出されず、実績確認自体が適正に行われていないものなどが見受けられた。

この事業は、来年度も継続する見込みであることから、事業の総括を所管する商工労働局として、各事業実施担当課に対し、再度、適正な履行確認等が行われるよう、指導の徹底を図る必要がある。(雇用基金特別対策プロジェクト・チーム)

イ 商工会の補助金不正受給について

広島県商工会連合会を通じて商工会に交付される小規模事業経営支援事業費補助金について、商工会において補助対象要件である法定会員加入率を水増し、不正に受給していた事案があった。再発防止に向けて、補助金の適正な執行に係る検査等の充実強化を図る必要がある。(経営革新課)

(3) 付 記

補助金の交付事務について

小規模事業経営支援事業費補助金の交付事務については、その交付要綱において、事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、知事が別に定める軽微な変更を除き、あらかじめ知事の承認を受ける必要があると定められているが、それに基づいた運用がなされていない事例が見受けられた。

実態に即した効率的な事務処理が図られるよう、要綱等の見直しについて検討していただきたい。

また、精算時の返還金が恒常的に生じていることから、概算払のあり方等についても併せて検討していただきたい。(経営革新課)

監 査 の 結 果

監査対象機関：農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業，林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務
漁港に関する事務

イ 組織体制 12 課

課 名	農林水産総務課，団体検査課，農業担い手支援課， 園芸産地推進課，農業販売戦略課，農業技術課，畜産課， 林業課，森林保全課，水産課，農林整備管理課，農業基盤課
-----	--

ウ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 279 人

エ 主な施策（平成 23 年度）

担い手を中心となった力強い農業構造の確立
効率的な木材の生産・流通体制の確立
持続的かつ安定的な水産業の確立
農林地の公益的機能の維持・発揮
新たな交流・定住の促進（農山漁村における快適な生活空間の創出）
地球温暖化の防止（森林等吸収源対策の推進）
地域環境の保全（農業・漁業集落排水の整備）
食の安全・安心の確保
災害に強い県土づくり（農地・漁港海岸保全施設の整備，山地災害の防止）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 23 年度決算額]	参 考 [平成 22 年度決算額]
1	農業改良資金貸付金元利収入 (農業担い手支援課)	6 人 30,781,060 円	6 人 30,851,060 円
2	農業改良資金貸付金に係る違約金 及び延納利息(農業担い手支援課)	11 人 39,491,715 円	14 人 42,125,947 円
3	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事 業に係る戻入金（畜産課）	1 人 3,357,802 円	1 人 3,477,802 円
4	林業・木材産業改善資金貸付金に 係る違約金及び延納利息(林業課)	2 人 803,957 円	6 人 7,870,345 円
5	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 (水産課)	3 人 2,960,000 円	3 人 3,350,000 円

区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成 23 年度決算額]	参 考 [平成 22 年度決算額]
6	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息(水産課)	4 人 5,916,423 円	5 人 5,582,876 円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約について、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 業務の設計積算に当たり、適用すべき健康保険料の保険料率等の誤りがあつた。

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「広島牛生産基盤強化支援事業」(肥育ケーススタディ・経営発展)業務委託契約(平成 23 年度)(畜産課)
	広島県緊急雇用対策基金事業「広島牛生産基盤強化支援事業」(テキスト作成)業務委託契約(平成 23 年度)(畜産課)
	広島県緊急雇用対策基金事業「広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成事業」のうち「担い手育成のしくみづくり」業務委託契約(平成 24 年度)(園芸産地推進課)
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第 2 版)(平成 22 年 4 月 1 日)3(3)

(イ) 契約に定められた手続を行っていないものがあつた。(農林整備管理課)

契約名	建設資材単価実態調査業務委託契約(平成 23 年度)
内 容	・調査職員の通知を受注者に行っていない ・受注者が提出すべき管理技術者の通知を受領していない
根 拠	土木設計業務等委託契約約款第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項

(ウ) 契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。(農業担い手支援課)

契約名	新規就農者研修支援事業業務委託契約(平成 23 年度)
	農業ビジネス経営力向上事業研修業務委託契約(平成 23 年度)

(エ) 契約期間終了日までに業務が完了せず、その翌日に完了したにもかかわらず、契約期間終了日に検査を実施し、業務の完了を受託者に通知していた。(農業基盤課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「ため池緊急点検調査(西部・北部)」業務委託契約(平成 23 年度)
根 拠	土木設計業務等委託契約約款第 31 条

(オ) 委託金額に影響はなかったものの、実績報告書に記載された新規雇用に係る人件費の額について誤りがあつた。(農業基盤課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「ため池緊急点検調査(西部・北部)」業務委託契約(平成 23 年度)
-----	---

【意見】

ア 事業の実績確認について

昨年度市町が実施した県の補助事業において、事業未着手にもかかわらず、完了の実績報告書が提出され、補助金を支出した事案が相次いで判明した。また、委託契約においても、完了前に完了検査を行ったり、実績報告書の確認点検が不十分なものが見受けられた。当局所管の補助事業及び委託契約の執行の適正化に向けて、補助事業者や受託者に対し内部管理の徹底を指導するとともに、実績確認のための検査の厳格化を図る必要がある。（農林水産総務課ほか）

イ 農業協同組合等に対する検査・指導について

農業協同組合等の信用事業等に係る検査については、金融・財務に関するより高度な専門性が求められている。今年7月にも、農業協同組合の職員による業務上横領事件が発覚しており、検査の強化に向けて、県の指導検査の内容等を再点検し、団体の内部統制の充実と運用の徹底が図られるよう指導検査のあり方について検討する必要がある。（団体検査課）

（3）付 記

県立農業技術大学校における学校運営の状況に係る評価について

県立農業技術大学校は、学校教育法に定める専修学校であり、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うことが義務付けられているが、この評価を行っていなかったため、同校に指摘したところである。当校を所管する農林水産局においても、学校と連携し速やかにこの評価を実施されるよう努めていただきたい。また、学校運営に係る評価に当たっては、自己評価に加えて、県立高校等でも行われている関係者評価を取り入れるなど、適切に説明責任を果たすとともに、教育の質の向上と学校運営の継続的な改善を図っていただきたい。（農業技術課）

監査の結果

監査対象機関：土木局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港、港湾（漁港を除く。）その他土木に関する事務

イ 組織体制 17 課

課名	土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾企画整備課，都市計画課，下水道公園課，建築課，住宅課，営繕課
----	--

ウ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 387 人

エ 主な施策（平成 23 年度）

新たな経済成長を支える物流基盤の充実等
港湾物流機能強化事業
県内の観光資源をつなぐネットワーク形成
広島空港アクセス対策事業
総合的な河川防災事業の推進
土砂災害防止対策の推進
緊急輸送ネットワークの充実
子育て・高齢者等あんしん住宅リフォーム普及促進事業
持続可能なまちづくりを支える道路の整備
建設業新分野進出支援事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前年度よりもその額は減少しているものの，引き続き徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 23 年度決算額]	参考 前回監査時 [平成 22 年度決算額]
1	雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金] (港湾振興課)	4 人 31,817,640 円	5 人 42,684,760 円
2	港湾使用料 (港湾振興課)	24 人 7,720,396 円	35 人 10,249,507 円
3	雑入 [土地区画整理事業に伴う清算徴収金] (都市計画課)	2 人 246,378 円	2 人 246,378 円
4	かし担保による損害賠償請求金 (都市計画課)	1 人 1,412,000 円	1 人 1,412,000 円
5	雑入 [工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等] (都市計画課)	1 人 411,347 円	1 人 411,347 円
6	住宅使用料 (住宅課)	1,478 人 150,546,861 円	1,835 人 161,659,242 円
7	施設使用料 (住宅課)	7 人 174,330 円	7 人 174,330 円
8	雑入 [賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額] (住宅課)	1 人 205,200 円	1 人 205,200 円

(注) 「かし担保による損害賠償請求金」は、昨年度まで総務局財産管理課で管理していたものが、組織再編により都市計画課に移管されたものである。

イ 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

使用許可財産及び許可内容		徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料
土地 (広島西飛行場)	格納庫及び事務所用地	平成24年4月30日	平成24年5月7日	5,166,080円
	消防航空隊基地用地	平成24年4月30日	平成24年5月7日	3,923,960円
	元観光物産館用地	平成24年4月30日	平成24年5月7日	3,830,860円
	消防航空隊誘導路用地	平成24年4月30日	平成24年5月7日	569,860円
	航空燃料貯蔵施設用地	平成24年4月30日	平成24年5月7日	2,177,060円
	ガス供給施設	平成24年4月30日	平成24年5月2日	59,940円
	光ケーブル	平成24年4月30日	平成24年5月2日	5,950円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

ウ 普通財産の貸付料の徴収について

普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

貸付財産及び貸付内容		徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	貸付料
土地 (広島空港)	駐車場	平成24年4月30日	平成24年6月5日	5,803,200円
	電柱等用地	平成24年4月30日	平成24年5月2日	15,000円
	電柱等用地	平成24年4月30日	平成24年5月2日	4,500円
	電柱等用地	平成24年4月30日	平成24年5月2日	8,690円
	麻薬探知犬舎等用地	平成24年4月30日	平成24年5月21日	624,360円
	機内食供給施設用地	平成24年4月30日	平成24年5月2日	963,600円
	変電所	平成24年4月30日	平成24年5月2日	400,618円
根拠	不動産貸付要領第5			

エ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 委託金額に影響はなかつたものの、実績報告書とともに提出すべき人件費の額が確認できる書類の一部が添付されていないにもかかわらず、業務委託の履行確認を行っていた。(建築課)

契約名	平成23年度広島県緊急雇用対策基金事業指定道路図等作成及び指定道路情報管理システム構築に係る業務委託契約
根拠	地方自治法施行令第167条の15第2項 業務契約書第9条(別記様式第4号)

- (イ) 契約書に定める特記仕様書に運用状況報告を年4回定期的に受けることと定められていたが、報告を全く受けていなかった。(港湾企画整備課)

契約名	港湾・海岸アセットマネジメントシステム構築及びデータ解析業務(平成21年度～平成25年度)
-----	---

オ 工事請負契約における事務処理について

次の営繕工事において受注者が下請負に出した場合、受注者から下請人名簿を遅滞なく受領すべきにもかかわらず、それが工事の終了後になっていた。適正な事務処理に努められたい。(営繕課)

工事名	広島県立広島国泰寺高等学校校舎(36号棟)耐震・内外部改修工事(平成22年度〔平成23年度～繰越〕) 広島県立沼南高等学校校舎(48号棟)耐震改修工事(平成23年度)
根拠	建設工事請負約款第7条

【意見】

不法占用の解消及び未然防止への取組について

県が管理する財産の不法占有については、これまでも、その解消に向け組織を挙げて早急に取り組むよう意見を行ってきたところである。

平成 23 年度末の不法占有物件 333 件で、そのうち、河川の不法占有物件は、撤去指導などの取組により昭和 50 年度末の 571 件から平成 23 年度末では 310 件となっているが、依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとなっている。

財産の適正管理、県民負担の公平性確保の観点から、不法占有の状態をこれ以上長期化させることのないよう、不法占有の解消に向けて、本庁、地方機関が一体となってこれまで以上に取組を強化するとともに、新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。(道路河川管理課)

(3) 付 記

ア 総合評価方式による入札について

価格と品質で総合的に優れた調達を推進するため、設計金額 8,000 万円以上の工事については、原則として総合評価方式による入札を行っているが、一者しか応札がない案件が見られる。この方式を導入した目的に照らして考えると、複数者に競争させることが望ましく、一者応札の原因等を把握した上で、執行上の改善について検討していただきたい。(建設産業課、技術管理課)

イ 特別会計における企業会計の導入について

地方公営企業法が全部適用になっていない港湾特別整備事業費特別会計及び流域下水道事業費特別会計は、地方財政法第 6 条に基づき特別会計を設置して単式簿記による経理事務を行っているが、経営状況の明確化の観点から、企業会計の導入について積極的に検討していただきたい。(土木総務課、港湾振興課、下水道公園課)

ウ ファシリティ・マネジメントの取組について

県においては、昨年度、県有施設のデータベースを構築し、今年度からこのデータベースを活用して県有施設全体のファシリティ・マネジメントに本格的に着手することとされている。ファシリティ・マネジメントは、施設の管理運営コストの最小化と効用の最大化を目指すものであり、施設の管理面を所管する財産管理課と技術面を所管する営繕課が一体となって取り組んでいく必要がある。今年度から営繕課が土木局に移管されたが、これまで以上に両課の連携を密にし、この取組を積極的に推進していただきたい。(営繕課)

監 査 の 結 果

監査対象機関：企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務

- イ 組織体制 3 課

課 名	企業総務課, 土地整備課, 水道課
-----	-------------------

- ウ 職員数 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

公営企業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 51 人

- エ 主な施策 (平成 23 年度)

県営水道送水ルート強化整備事業
水道事業「公公民」連携推進事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (過年度分) について

次の収入において、長期未納 (過年度分) のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納 (過年度分) [平成 23 年度決算額]	参 考 [平成 22 年度決算額]
土地造成事業会計	1	延納利息[土地売却代金の延納に係るもの] (土地整備課)	2 人 70,481,960 円 / 4 人 270,571,151 円
	2	雑収益[固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分] (土地整備課)	1 人 854,100 円 / 1 人 854,100 円
	3	損害金[土地売買契約の解除に係る損害賠償金及び撤去費用] (土地整備課)	2 人 36,087,394 円 / 2 人 37,187,394 円
	4	延滞金 (土地整備課) 土地売却代金に対する遅延損害金 延納利息に対する遅延損害金 所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金 損害賠償金に対する遅延損害金	2 人 13,780,032 円 / 2 人 13,780,032 円
供給事業会計 広島水道用水	1	損害金[土地の不法占用に係る損害金及び訴訟費用] (水道課)	2 人 2,693,767 円 / 2 人 2,693,767 円

イ 普通財産の貸付等について

企業との契約の解除により、土地・建物の明け渡しを受けた工業団地内の土地に、電柱等が設置されていたにもかかわらず、設置者から借受申請書が提出されるまでその事実を把握していなかったため、県有財産賃貸借契約の締結が遅延していた。財産の適正な管理に努められたい。(土地整備課)

根 拠	広島県公営企業財務規程第 110 条第 2 項 広島県公有財産管理規則第 19 条及び第 31 条第 1 項
-----	---

【意見】

ア 土地造成事業会計の今後のあり方について

土地造成事業は、土地の分譲促進を図るための分譲価格の見直しや大規模分譲割引により、土地売却収益が原価を割る分譲が続いており、当年度の分譲価格で未分譲地を完売できたと仮定した場合の試算でも多額の損失が見込まれる。このため、独立採算制を基本とする公営企業として維持・継続する意義は極めて乏しくなっている。

昨今の経済情勢などから、資金収支の悪化も懸念されるなど、当事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、第三セクター等改革推進債の活用期限や地方公営企業会計制度の見直しのタイミングも考え併せると、土地造成事業会計のあり方について、県全体の課題として全庁的な検討を早急に始める必要がある。(土地整備課)

イ 公民共同企業体の運営について

水道事業は県民の生活や生命に直結する重要なライフラインである。事業の公共性、公益性が損なわれることのないよう、新会社における県のガバナンスを十分に確保することが必要である。

また、平成 25 年 4 月から広島西部地域水道用水供給水道において指定管理業務を開始し、順次、エリアを拡大する予定であるが、運営の実績を検証した上で、チェック機能が低下することのないよう県の技術力の保持にも十分留意し、慎重に進める必要がある。(水道課)

ウ 地方公営企業会計基準の見直しに向けた対応について

地方公営企業会計制度の見直しに係る政省令が施行されたことにより、遅くとも平成 26 年度予算・決算から、新たな会計基準を適用しなければならない。

この改正による財務諸表への影響について、シミュレーションにより把握、分析し、各会計で特に重要となる項目への対応を早急に行うとともに、現行財務規程の見直しや財務システムの改修等を計画的に進め、円滑な導入を図る必要がある。(企業総務課)

監 査 の 結 果

監査対象機関：病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 14 人
- エ 主な施策（平成 23 年度）
病院事業経営計画の中間見直し
救命救急センター機能強化事業（広島病院）
地域との連携強化等（安芸津病院）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（過年度分）について

次の収入において、長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [平成 23 年度決算額]	参 考 [平成 22 年度決算額]
1	医業未収金（移管病院分）	43 人 1,613,310 円	44 人 1,771,990 円
2	医業外未収金（移管病院分）	1 人 160 円	1 人 160 円
3	その他未収金（給与戻入及び行政 財産明渡訴訟賠償金）	3 人 16,442,310 円	2 人 16,412,070 円

(注) 医業未収金（移管病院分）及び医業外未収金（移管病院分）は、旧県立瀬戸田病院及び旧県立神石三和病院の収入未済額を引き継いだものである。

【意 見】

地方公営企業会計基準の見直しに向けた対応について

地方公営企業会計制度の見直しに係る政省令が施行されたことにより、遅くとも平成 26 年度予算・決算から、新たな会計基準を適用しなければならない。

この改正による財務諸表への影響について、シミュレーションにより把握、分析し、本会計で特に重要となる項目への対応を早急に行うとともに、現行財務規程の見直しや財務システムの改修等を計画的に進め、円滑な導入を図る必要がある。（県立病院課）

監 査 の 結 果

監査対象機関：議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 66人（平成24年4月1日現在）

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

課 名	秘書課，総務課，議事課，政策調査課
-----	-------------------

(ウ) 職員数（平成24年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 42人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 4 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 参議院議員，衆議院議員，県議会議員，県知事等の選挙の執行に関する事務
明るい選挙の推進に関する事務
政治資金に関する事務
政党助成に関する事務

(イ) 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 4 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等，例月出納検査，住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（平成24年4月1日現在）

常勤職員数 19人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 監査委員事務局，人事委員会事務局及び労働委員会事務局の総務事務
人事行政に関する調査に関する事務
給与，勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課 名	合同総務課，公務員課

(ウ) 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 21 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん，調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（平成24年4月1日現在）

常勤職員数 12人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人，予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (平成 24 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数（平成24年4月1日現在）

常勤職員数 4人（専任職員なし，併任職員数4人）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 3 人（専任職員なし，併任職員数 3 人）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果

監査対象機関：教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 6人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
生涯学習，社会教育及びスポーツの振興に関する事務
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部12課

部名	課名
管理部	総務課（秘書広報室，法務室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
教育部	学校経営課，義務教育指導課，高校教育指導課，豊かな心育成課，特別支援教育課，生涯学習課，スポーツ振興課

(ウ) 職員数（平成24年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 335人

非常勤職員数 6人

ウ 主な施策（平成23年度）

子育て支援体制の充実
学力の定着向上
豊かな心と健やかな体の育成
特別支援教育の充実
キャリア教育の充実
グローバル社会に生きる力の育成
教職員の資質・指導力の向上
教育改革を支える基盤の強化
生涯学習の振興
文化・芸術の振興
スポーツの振興
人として互いに尊重する社会づくり

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 23 年度決算額]		参 考 [平成 22 年度決算額]	
1	給与に係る返還金（教職員課）	1 人	126,054 円	1 人	126,054 円
2	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	6 人	399,285 円	8 人	646,785 円
3	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	261 人	68,542,399 円	265 人	64,873,655 円
4	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（高校教育指導課）	39 人	3,797,400 円	39 人	3,797,400 円
5	高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	547 人	47,436,399 円	533 人	43,773,710 円
6	高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（高校教育指導課）	11 人	1,544,000 円	13 人	1,817,000 円
7	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金（高校教育指導課）	1 人	33,647,445 円	1 人	33,767,445 円
8	広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金（高校教育指導課）	1 人	17,415,042 円	1 人	17,485,042 円

イ 一般会計と特別会計の区分経理について

高等学校等奨学金貸付事業に係る歳入歳出については、「広島県高等学校等奨学金特別会計」に計上し、一般会計と区分して経理することとしているが、この事業に係る貸付金の戻入金及び返還金を一般会計に計上していた。適正な事務処理に努められたい。（高校教育指導課）

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・会計区分 一般会計 ・会計年度 平成 23 年度 ・予算科目 (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 戻入金及び返還金 ・調定額 2,062,000 円 (収入済額 518,000 円及び収入未済額 1,544,000 円)
根 拠	広島県高等学校等奨学金特別会計条例第 1 条

ウ 委託契約における事務処理について

委託契約について、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 設計額の算定において、前年度同一事業を実施した際の入札時の見積書を参考にして

いた。

契約名	「ひろしま教育の日」ポスター及びチラシ制作・配付業務（平成 23 年度） （学校経営課）
	ミドルリーダー育成セミナー及び教育総合講座〈リーダーシップ開発〉業務（平成 23 年度）（教職員課）
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第 2 版）（平成 22 年 4 月 1 日）3（3）

(イ) 成果物の引渡しは検査後に行われなければならないにもかかわらず、検査前に行われていた。（施設課）

契約名	県立学校コンクリート圧縮強度等調査委託業務 地区 6（平成 23 年度）
根 拠	建築設計業務等委託契約約款第 34 条第 3 項

(ウ) 予定価格をあらかじめ定める必要があるにもかかわらず、見積書に相当する事業計画書の受領後に予定価格を定めていた。（義務教育指導課）

契約名	中学校学力対策事業（平成 23 年度）
根 拠	広島県契約規則第 19 条第 2 項及び第 31 条

エ タクシー券の管理について

タクシー券の管理において、在庫数が受払簿と一致していなかった。適正な管理に努められたい。（総務課）

根 拠	タクシーの使用基準（平成 20 年 3 月 5 日付け総務部長通知 別紙 6 の 1）3（1）
-----	---

【意 見】

ア 委託契約における事務処理について

委託契約について、次のとおり改善すべき事項があった。適切な事務処理を行う必要がある。

(ア) 次の委託業務のうち制作したポスター及びチラシの配付業務について、配付時期や配付枚数など仕様書に定められた配付計画どおりに履行されたか確認していなかった。（学校経営課）

契約名	「ひろしま教育の日」ポスター及びチラシ制作・配付業務（平成 23 年度）
-----	--------------------------------------

(イ) 委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額として支出することになっているにもかかわらず、委託料の確定に当たり、裏付けとなる支出証拠書類などを提出させることとなっていなかった。（義務教育指導課）

契約名	中学校学力対策事業（平成 23 年度）
-----	---------------------

イ 前年度の良好な業務実績を理由として締結する一者随意契約について

プロポーザルを実施して契約の相手方を選定する広報業務の委託契約において、業務の円滑な継続性を確保するため、契約書に「受託者が業務を良好に遂行した場合」は、引き

続き次年度分の契約を委託できる旨の規定を設け、次年度も同一の受託者と契約しているものが見受けられた。

このような契約条項を根拠に、次年度の受託者を随意契約で選定することは、法令で定められた手続を経ずに、実質的に複数年の契約の効果を生じさせるものであることから、契約の透明性及び経済性を確保する観点から適切ではない。

当初から複数年の契約を締結するなど、適切な契約形態のあり方について検討する必要がある。(総務課)

(3) 付 記

ア 公募型プロポーザル方式による委託契約の事務処理について

公募型プロポーザル方式による次の委託契約について、企画提案内容がいずれも低調で合格水準に満たない場合における取扱いについての規定が公募要領になかった。

適切な公募要領を作成するなどの見直しを行い、委託業務の品質の確保が図れるよう、取り組んでいただきたい。

契約名	「ひろしま教育の日」ポスター及びチラシ制作・配付業務（平成 23 年度） （学校経営課）
	ミドルリーダー育成セミナー及び教育総合講座〈リーダーシップ開発〉業務 （平成 23 年度）（教職員課）

イ 学校事務の抜本の見直しについて

県立学校の契約事務については、昨年度に行政監査（テーマ監査）において重点的に監査を実施し、不適正な事務処理に対して指摘等を行ったところである。しかしながら、今年度においても、事務処理の大幅な遅延や長期間にわたる放置など極めて不適切な事案が依然として数多く見受けられたところである。

当監査委員は、この行政監査において、内部統制が機能する体制の構築や契約事務の効率的な処理の推進などに向けて、抜本的な対応策を提言しているが、これらについて早急に取り組んでいただきたい。(総務課ほか)

監 査 の 結 果

監査対象機関：県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号
ウ 職員数（平成24年4月1日現在）
常勤職員数 5人（専任職員なし，兼務職員5人）

エ 主な事業実績（平成23年度）

- ・ 出土遺物の保存処理 201点，出土遺物等の貸出 312点
- ・ 市町職員の発掘調査技術研修3課程
- ・ 出土遺物，写真資料，図書資料の収集・保存
- ・ 農業基盤整備事業地内遺跡発掘調査
- ・ 県立埋蔵文化財センター施設管理

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 の 結 果

監査対象機関：警察本部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 組織体制 7部33課1室6隊1所

部 名	課名等
総務部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警務部	警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全総務課, 安全安心推進課, 少年対策課, 生活環境課
地域部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交通部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 運転教育課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警備部	公安課, 警備課, 外事課, 機動隊

ウ 職員数 (平成24年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 1,539人

エ 主な施策 (平成23年度)

「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の推進
 悪質重要犯罪の徹底検挙
 暴力団等の組織犯罪対策・歓楽街総合対策の推進
 交通死亡事故抑止対策の推進
 少年非行防止総合対策の推進
 テロ、災害等緊急事態対策の推進
 県民の期待にこたえる治安基盤の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成23年度決算額]	参 考 [平成22年度決算額]
1	放置違反金 (交通指導課)	2,690人 39,130,340円	2,614人 39,032,563円
2	損害賠償金 (監察官室)	1人 90,000円	2人 248,000円

イ 委託契約における事務処理について

(ア) 次の委託契約において、設計金額の積算に当たり、労務単価を直近の平成 23 年の単価によらず、平成 21 年の単価で積算しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(警務課)

契約名	広島県警察法規類集データベースシステム運用保守業務及び加除式法規類集追録等発行業務委託契約（平成 24～28 年度）
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第 2 版）（平成 22 年 4 月 1 日）3（3）

(イ) 次の委託契約において、受託者から提出された実績報告書に人件費の計上誤りがあつた。委託金額に影響はなかつたが、適正な事務処理に努められたい。(安全安心推進課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「なくそう犯罪」安全・安心推進隊業務委託契約（平成 23 年度）
根 拠	広島県緊急雇用対策基金事業（「なくそう犯罪」安全・安心推進隊）業務委託契約書第 11 条第 2 項

ウ 工事請負契約における事務処理について

(ア) 次の工事請負契約の工期については、工事完成後の検査日数として 14 日を加えて設定し、請負者に工期末の 14 日前までの工事の完成及び完成通知書の提出を求めているが、期限までに工事が完成していないものや完成通知書の提出を受けていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(交通規制課)

契約名及び工期	工期末 14 日前	工 事 完成日	完成通知書 提出日	根 拠
正徳橋交差点ほか 33 か所信号機改良その他工事（平成 23 年 10 月 8 日～平成 24 年 3 月 16 日）	平成 24 年 3 月 2 日	3 月 2 日	3 月 5 日	交通信号機等 工事共通仕様 書（平成 23 年 度版）第 1 章 第 3 の 1
高須ほか 2 か所交通情報提供装置改良その他工事（平成 23 年 11 月 8 日～平成 24 年 3 月 21 日）	平成 24 年 3 月 7 日	3 月 15 日	3 月 15 日	
東広島呉自動車道可変式速度規制標識設置工事（平成 23 年 11 月 23 日～平成 24 年 3 月 31 日）	平成 24 年 3 月 17 日	3 月 12 日	3 月 21 日	
交通管制中央装置据付・調整その他工事（平成 23 年 12 月 23 日～平成 24 年 3 月 30 日）	平成 24 年 3 月 16 日	3 月 23 日	3 月 23 日	
信号制御下位装置（三原）等端末対応ユニット増設工事（平成 24 年 1 月 17 日～3 月 28 日）	平成 24 年 3 月 14 日	3 月 23 日	3 月 23 日	

(イ) 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、建設工事の通知を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(交通規制課)

契約名	正徳橋交差点ほか33か所信号機改良その他工事
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条

【意見】

委託契約の実績確認について

昨年度の広島県緊急雇用対策基金事業「なくそう犯罪」安全・安心推進隊業務委託契約において、実績報告書及びその添付書類の確認点検が不十分であった。警察本部所管の委託契約の執行の適正化に向けて、受託者に対し内部管理の徹底を指導するとともに、実績確認のための検査の厳格化を図る必要がある。（安全安心推進課）

監 査 の 結 果

監査対象機関：警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（平成24年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 164人
- オ 主な事業実績（平成23年度）

・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実践実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	171
		その他	10か月	4か月	—	2	76
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	130
		その他	3か月	—	4か月	2	64
	一般職員初任科		2週間（前期1回・後期1回）			3	45
小 計			—			11	486
任用時教養	巡査部長任用科		12日間			1	9
	警部補任用科		12日間			2	33
	部門別任用科		12～26日間			4	111
各種専科			4～19日間			42	813
小 計			—			49	966
合 計			—			60	1,452

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。